

選定療養費が改定されます

当院では、初診時に紹介状（診療情報提供書）がないかたには、初診料に加えて**選定療養費**を請求させていただきます。

令和7年4月1日よりその額が改定されます。

	現在 (税込み)	令和7年4月1日より (税込み)
初診時選定療養費	2,200円 →	医科 7,000円 歯科 5,000円
再診時選定療養費	0円 →	医科 3,000円 歯科 1,900円

選定療養費をご負担いただく場合

- 紹介状を持たずに初めて受診される方
- 当院で診療後、傷病が治癒している方（**医師の判断による**）
※最終受診から一定期間をすぎて受診がない場合も、
治癒したと判断される場合があります
- 当院から他院を紹介された後、ご自身の都合で紹介状なく当院を受診する場合（再診時選定療養費）

選定療養費のご負担がない場合

- 他院からの紹介状をお持ちの方
- 定期通院中の方
- 受診当日に入院となった方
- 緊急な診療・治療を必要とされる方（**医師の判断による**）
- 今回受診する診療科は初めてだが、当院の別の診療科に定期通院している方
- 公費負担医療の対象の方（こども医療、母子医療除く）

※地域の診療所やクリニックに『かかりつけ医』を持ち、必要に応じて紹介状をもらい当院を受診するようお願いいたします。